

令和7年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

令和7年度定例大島町農業委員会が、令和7年5月26日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 1、山本政一 | 2、笠間隆夫 | 3、五十嵐初代 | 4、島村春彦 | 5、三田一也 |
| 6、中拂晶 | 7、鎌原道夫 | 8、向山吉昭 | 9、中山定彦 | 10、新保鐵雄 |
| 11、中村富長 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- 1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 11、中村富長 推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

山田貴訓 農業係長
河西健知 主事

5、付議された案件

- 日程第1：会長報告
日程第2：農地の権利移動の許可について
日程第3：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
日程第4：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知 主事

中拂議長 それでは令和7年度第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は1名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

中拂議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と2番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事

事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第1会長報告です。事務局から報告をお願いします

事務局（河西） はい、それでは説明いたします。「非農地判断についてです。」申請地は□□▲▲番▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、現地は20年以上前から山林となっており農地性がないため地目変更を行うというものです。5月16日の現地調査には農業委員3名（中拂、新保、山本）と事務局1名で行いました。説明は以上となります。

中拂議長 ありがとうございます。続きまして、日程第2「農地の権利移動の許可について」について議案第3号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局（河西） はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲-▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を生前贈与にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名、女▲名。既存の農業機械等は草刈り機、チェーンソー、耕運機です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

島村委員 はい。

中拂議長 はい。4番。

島村委員 この〇〇さんの方ですけれども、5月14日に現地視察に行きまして、見たところ、明日葉をやられていまして、大変綺麗な状況でありました。以上です。

中拂議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

笠間委員 はい。

中拂議長 はい。2番。

笠間委員 申請のこの2人は□□？

事務局（河西） はい、□□になりまして、この2人は□□と聞いております。

笠間委員 ありがとうございます。

中拂議長 他、何かご意見ありますか。

（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第2、議案第3号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ということで、議案第3号については原案通り承認されました。

中拂議長 ありがとうございます。続きまして、日程第3「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（河西） はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲、▲。地目は畑で、▲▲㎡、▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）はどちらも□□▲▲番、〇〇、利用権の設定を受ける者は（借手）□□▲番地、〇〇となっております。今回の借入れ農地で、露地野菜（主に明日葉）を栽培する計画です。農業従事者は男▲名です。所有する農機具等ですが、トラクター、耕運機、動力噴霧器を所有しております。次のページをご覧くださいますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等となっております。違反等はありません。次のページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□を□□へ▲▲m程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。説明は以上です。

中拂議長 ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います

向山委員 はい。

中拂議長 はい。8番。

向山委員 あの、中間管理機構で入ってあれですけど、〇〇さんは、借地料はこれ□□ですか、□□？

事務局（河西） □□と聞いています。

向山委員 つうことは中間管理機構から〇〇さんの方も□□ってことですか。

事務局（河西） 中間管理機構から〇〇さんへ。そうですね□□です。

向山委員 奨励金とは関係なく、賃貸料は□□？

事務局（河西） はい。

向山委員 両方□□ね。

事務局（河西） そうですね。どちらの方も□□です。

向山委員 わかりました。そして、奨励金の方は、東京都の方にも〇〇さんは出しているわけですよ。届けは奨励金制度を利用しているわけですよ。

事務局（河西） ▲月の賃借になりますが、私が確認している範囲では〇〇さん使うということで聞いています。ただ、詳しくは〇〇さんに、私から直接まだ確認しきれないので、中間管理機構にも確認になります。ただ、概ね使うと思います。

向山委員 ですから、それ使うわけですね。

事務局（河西） 使わないということはないと思います。

向山委員 はい。

中拂議長 他、何かご意見ありますか。

（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第3、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ですので、日程第3「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」(〇〇)は原案のとおり承認いたします。

中拂議長 続きまして、日程第4、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局(河西) はい。農業委員会地区別広域連携会議候補地区の開催についてというもので、農業会議から発出されているものですが、今度ですね、会長、並びに副会長で、出席させていただきます。その際に、東京都農業性施策に関する意見の提出についてということで、こちら各農業委員から東京都への要望事項の意見を集めまして、意見書を作成する予定です。つきましては、別紙にて東京都への要望事項などをご報告いただきたくお願いいたします。ということで、大島町の東京都の農業政策に関して大島町の要望などを取りまとめたいと思ひまして、差し支えなければ、お配りした用紙の裏面に、東京都への要望等ご意見いただければと思います。以上です。

中拂議長 他に事務局から何かありますか。

(事務局 なし)

中拂議長 特にないようですので、これをもちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員